

水戸市こころのバリアフリープロジェクトロゴマーク募集要領

1 趣旨

「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人がお互いに理解しあい、支えあうことで、相手に対する偏見や差別、無関心といった、こころの中の障壁（バリア）を取り除くことです。

水戸市では、地域全体が相互に協力しながら、支えあい、助けあう社会を目指し、様々な目線からの普及・啓発活動に取り組んでおります。

そこで、今後さらなる市民ひとりひとりの「こころのバリアフリー」の実現に向けて事業を推進するにあたり、当該事業のロゴとなるマークを募集します。

2 募集内容

「こころのバリアフリー」をイメージすることができ、かつ水戸市らしさを感じることができるロゴマーク（文字を含まないシンボルマークのみでも可）

3 応募資格

どなたでも応募できます。（年齢や住所、プロ・アマチュアは問いません。）

4 応募期間

2026（令和8）年9月16日から2026（令和8）年10月26日まで（※締切日必着）

5 賞及び副賞

- | | | |
|----------|------|---------------|
| (1) 最優秀賞 | 1点 | 賞状、副賞（商品券5万円） |
| (2) 優秀賞 | 2点以内 | 賞状、副賞（商品券1万円） |

6 応募方法等

- (1) 水戸市公式ホームページに設置する応募フォーム（いばらき電子申請サービス）から、必要事項を入力し、作品データを添付のうえ送信してください。なお、データの様式はJPGもしくはPDFとする。

また、手書き作品の場合、水戸市障害福祉課での配布、または水戸市ホームページからダウンロードした所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏面に貼り付けた上で、応募・問合せ先まで持参するか、郵送（FAX及びメールは不可）で応募すること。

- (2) 複数作品を一度に応募することもできます。持参又は郵送での応募の場合は、全ての応募作品の裏面に応募用紙を必ず貼り付けてください。団体で応募される場合は、代表者を一人決め、必ず氏名をご記入ください。

- (3) ロゴマークの縦横比は自由（ただし、拡大・縮小にも対応できるもの）、文字の有無や色数は問わないものとする。

- (4) 応募作品を提出後は、修正することはできません。また、応募作品は、返却しませんので御了承ください。

- (5) 応募に要する費用については、応募者の負担となります。

8 審査・選考

応募作品は、水戸市こころのバリアフリー部会にて審査、選考の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

9 結果発表

最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、広報みと令和9年1月号こころのバリアフリー特集ページ及び市ホームページにて発表した後、令和9年1月上旬に結果を通知いたします。

なお、当該発表をもって、受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきますので御了承ください。

10 ロゴマークの活用

- (1) 受賞作品のうちロゴマークとして活用することを決定したもの（以下「受賞ロゴマーク」という。）については、水戸市の広報及びホームページ、印刷物、グッズをはじめ、こころのバリアフリー推進事業のPRに関連する事業で使用します。
- (2) 受賞ロゴマークを活用するに当たっては、デザインや色彩等を補正・修正する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。単色・モノクロで使用する場合があります。また、受賞ロゴマークがシンボルマークのみの場合には、水戸市において文字を組み合わせ使用することがあります。
- (3) 水戸市は、受賞ロゴマークについて、商標・意匠の出願・登録をすることとします。
- (4) 受賞ロゴマークについては、水戸市の判断により、他団体による関連する事業（収益事業を含む。）で使用させる場合があります。

11 著作権等に関する事項

- (1) 応募作品は、応募者が創作した未発表のオリジナル作品とし、第三者の著作権、商標権等の権利を侵害しないもの、他の作品（商標を含む。）と同一又は類似していないものとし、ます。

なお、これらの条件に違反していたことが判明した場合、応募作品は無効として取り扱い、賞及び副賞を受賞した場合には賞を返還していただきます。
- (2) 受賞者は、受賞と同時に水戸市に対して受賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、受賞作品の著作権及び使用権は水戸市に帰属するものとし、ます。また、受賞作品の商品化に対する対価は無償とし、ます。
- (3) 受賞者は、水戸市又は水戸市から正当に権利を取得した第三者が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとし、ます。
- (4) 第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。水戸市では一切の責任を負いかねます。

なお、水戸市又は水戸市に関係する者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

12 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、選考結果の通知、受賞作品の発表、賞及び副賞の授与のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞作品の発表の際には、受賞者の氏名、居住する市区町村名を公表します。

13 注意事項

- (1) 応募作品の審査及び選考、受賞作品の決定に関する問合せは一切対応いたしません。
- (2) 水戸市が受賞作品を公表するまでは、応募作品を他者に公表しないでください。
- (3) 受賞作品が手描き作品の場合、水戸市においてデータ化します。
- (4) 応募作品の提出をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。
- (5) 未成年者が応募する場合は、副賞の收受や著作権の水戸市への無償譲渡（※著作権等に関する事項の規定）を含め、親権者等法定代理人の同意を得た上で応募してください。
- (6) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合には、水戸市の判断により決定しますので、御了承ください。

14 応募・問合せ先

応 募 先 〒310－8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
 水戸市福祉部障害福祉課給付係
問合せ先 029－232－9173（直通）